

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 （省略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 （省略）

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（抄）

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

（処分通知等の指定）

第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表に掲げる申請等に対する諾否の応答及び第七条第三項の規定による通知とする。

2及び3 （省略）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

(電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)(の市町村長)特別区の区長を含む。以下同じ。)(を經由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に対し、自己に係る電子証明書(利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(の発行の申請をすることができる。)

2~8 (省略)

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)(抄)

(電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明)

第十二条の二 前条第一項に規定する者(以下この条において「印鑑提出者」という。)(は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項(第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。)(の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。)

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間

2 (省略)

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4~10 (省略)

電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)(抄)

(承継)

第八条 第四条第一項の認定を受けた者（以下「認定認証事業者」という。）がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定認証事業者について相続、合併若しくは分割（その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定認証事業者の地位を承継する。ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人が第五条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）（抄）

（業務の用に供する設備の基準）

第四条 法第六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

二 五（省略）